

令和7年度 上天草市農作業標準賃金表

令和7年度の上天草市農作業標準賃金（税込）を次のとおり決定しましたので公表します。
 農作業を依頼する際の目安となるものですので、農地の状況や地域の実情を踏まえ、依頼者と受託者双方で十分話し合ってください。
 なお、この標準額は令和7年4月1日からの適用となります。

（単位：円）

作業種目	作業内容		標準額	備考
あらぐれ	畦ぬりが出来るまで	整備済田	6,500	10a当たり
		その他	7,500	
しろかき	田植えが出来るまで	整備済田	6,500	10a当たり
		その他	8,500	
あらぐれ・しろかき	同時仕上げ		12,700	10a当たり
水田あとの平耕起	ロータリー 耕起		8,000	10a当たり
	パワーデスク耕起		7,000	
水田あとの畝立	耕起と幅1m50cm程度の畝立		9,000	10a当たり
畦ぬり（機械）	1mあたり		100	1mあたり
田植機	乗用（苗代別）		8,000	10a当たり
コンバイン	普通田		15,000	10a当たり
	倒伏田		18,000	
脱穀	脱穀	稲	350	コンバイン1袋
		麦	650	
稲刈り機	バインダー（ひも代別）		6,500	10a当たり
籾乾燥	コンバイン刈		450	コンバイン1袋
もみすり	作業場持ち込みの場合		440	玄米30kg
	作業場持ち込みの場合（色選）		550	
農薬散布	動噴（薬剤代別）	粉剤	2,000	10a当たり
		液剤	3,000	
	ドローン（薬剤代別）粒・液		3,000	
その他	肥料散布（肥料別）		1,000	10a当たり
	畑の全面耕起		8,000	
賃金	農機オペレーター		10,000	1日（8時間）
	上記以外の一般農作業		7,700	

※この金額は標準賃金（目安）です。

この表を参考に、農地条件、諸事情を踏まえ双方の話し合いで決定してください。

※隣接地の市町村でも異なる場合がありますので、双方で協議してください。

※機械使用にかかる燃料は、機械持ち主とします。

※作業時間は、1日8時間労働を基準とします。

※毎年10月頃に最低賃金の改定が行われます。改定後の賃金が一般農作業賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないようご注意ください。（令和6年10月5日改定の熊本県最低賃金952円）